

(仮称)日野市商業振興条例 素案

日野市産業スポーツ部産業振興課

（前文）

市民生活の基盤を支える地域商業は、地域コミュニティの中心的役割を担い、豊かな市民生活に寄与し、かつ、地域の活性化に向けて積極的な活動を行ってきた。

しかしながら、駅周辺では新たな住民の増加もある一方で、丘陵地を中心とした高齢化の流れは抑止できない状況であり、また、無店舗販売の隆盛や市民の購買行動の変化など日野市の商業環境は変容している。

さらに、事業者の高齢化や後継者問題、それに伴い、商店会組織の将来的な発展、存続が厳しい環境となるなど課題が生じている。

このような状況を受け、市をはじめ、商業関連事業者、商店会、商業関係団体等、地域活動団体、市内事業者等（商業関連事業者以外）及び市民（以下「関係者」という。）が諸力を融合し、商業の持続的発展及び新たな日野市ならではの商業振興における課題解決に向けた施策の展開が求められている。

ここに、各主体の責務を定め、商業振興に向けた施策を一体となって推し進めていくことで、次世代の商業を担う意欲を持った事業者及び創業者等が活躍できる環境を作り、それを支える市民及び地域団体等との協力の下、商業の活性化及び市勢の発展を目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、日野市における商業振興の基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、各主体の強みを融合し、将来にわたり日野市の商業の成長及び発展を図り、もって商業活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業関連事業者 市内において商業、サービス業その他これに類する事業を営み、または営もうとする個人又は法人をいい、大型店舗、直営方式によりチェーン展開している事業者等を含む。

- (2) 商店会 市内に存する商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合及び法人格を有しない任意の団体をいう。
- (3) 商業関係団体等 日野市商工会、日野市商店会連合会、日野市観光協会、東京南農業協同組合、金融機関及びその他市内商業の支援及び振興に寄与する事業を行う団体をいう。
- (4) 大型店舗 商業関連事業者のうち大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (5) 地域活動団体 日野青年会議所、自治会、NPO法人、消防団など地域の活動を行う団体をいう。
- (6) 市内事業者等 市内において事業活動を行っている事業者及び農業者等で商業関連事業者以外の者をいう。

（基本理念）

第3条 商業の振興は、地域産業の活性化並びに豊かな市民生活の維持及び向上において欠かすことのできない施策であり、市内商業の持続的な発展に向け、次世代の商業を担う意欲を持った事業者及び創業者等が主体的に活躍できることを目的に行わなければならない。

2 関係者は、商業の振興を実現するため、相互交流を通じた連携体制を強化し、多様な地域課題や社会課題の変化に柔軟に対応しながら、地域活性化や市民生活の向上に資する商業環境の構築とその実践に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、商業振興施策の推進に向け先導的役割を果たすとともに、商業関係事業者、商店会、商業関係団体等、市内事業者等、国及び東京都と連携して、市民及び地域活動団体との協力の下、将来を見据えた商業活性化に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 市は、必要に応じて関係者との調整に努めるとともに、商業振興に係る事業推進のために、次に掲げる事項の推進に努める。

- (1) 意欲ある商業関連事業者に対する『魅力ある個店創り』支援

- (2) 創業者の育成及び支援
- (3) 空き店舗活用の促進
- (4) 人材の育成及び確保の支援
- (5) 市内消費行動の啓発
- (6) 商業振興に資する地域課題や社会課題の変化に応じた支援
- (7) 前各号の実施に向けた国及び東京都その他地方公共団体との連携

(商業関連事業者の責務)

第5条 商業関連事業者は、地域商業の担い手としての認識を強く持ち、自らの創意工夫及び自助努力により、経営の発展及び消費者ニーズへの対応に努めるものとする。

- 2 商業関連事業者は、相互に連携、協力し、商業の振興に努めるものとする。
- 3 商業関連事業者は、自らが市民の一員であるという認識を強く持ち、地域商業の発展に係る事業に積極的に参画し、又は協力するよう努めるものとする。
- 4 商業関連事業者は、地域商業の活性化を図るため、その中心的な役割を担う商店会への加入に努めるものとする。
- 5 大型店舗その他これに準ずる店舗（以下「大型店舗等」という。）を設置する者、大型店舗等の運営管理を行う者及び大型店舗等において小売業を営む者は、その事業活動による地域経済への影響の大きさに鑑み、第1項から第4項までに掲げる事項の積極的な実施に努めるものとする。
- 6 直営方式によりチェーン展開している事業者並びに中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業を行う者及び加盟者は、その市内に存する事業所が地域において果たすべき役割を自覚し、第1項から第4項までに掲げる事項の積極的な実施に努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は市民生活の利便性を向上させ、地域に密着したサービス等を提供するとともに、地域の安全、安心に貢献する環境を創出し、にぎわいと魅力のある地域商業の形成、発展に努めるものとする。

- 2 商店会は、地域商業の担い手として、商業関係団体等、地域活動団体、市民及び市と

連携して、多様化する商業振興に資する地域商業の課題や社会課題に対し、主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 3 商店会は前2項に関する取組を推進するため、活動内容を開示するとともに、開かれた組織運営により、事業者の加入を促進し、会員相互の連携及びその組織の強化に努めるものとする。

(商業関係団体等の責務)

第7条 商業関係団体等は、それぞれの有する強み及びネットワークを積極的に活用し、商業関連事業者及び商店会の事業推進の支援、情報の提供、相談、指導等を行うよう努めるものとする。

- 2 商業関係団体等は、ネットワーク構築支援など、自ら市内商業の振興に資する事業に取り組むとともに、市との協力の下、商業関連事業者及び商店会との連携を図り、時代の変化に応じた課題への対応及び市内商業の発展に努めるものとする。

(市内事業者等の役割)

第8条 市内事業者は、自らの事業活動を通じて、地域商業との連携、協働など、商業振興に資する諸活動に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第9条 地域活動団体は、それぞれの活動を通じて、地域商業の発展にかかる事業との連携、協働を推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、地域商業の活性化と暮らしやすいまちづくりが密接に繋がることの理解を深め、市内での積極的な消費行動など、商業振興に資する諸活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(推進体制)

第11条 市は、本条例で定めた目的を推進する為、日野市商業振興条例推進協議会（以下、

協議会) という。) を設置する。

- 2 協議会は、本条例で定めた各主体の責務を推進、検証する。
- 3 協議会の組織、運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。